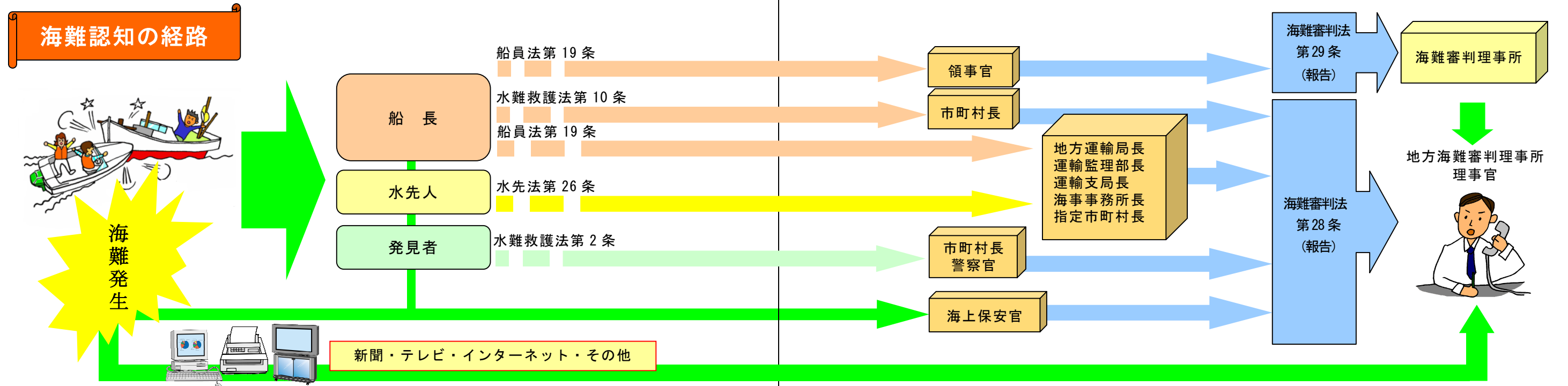


第3節 海難の認知

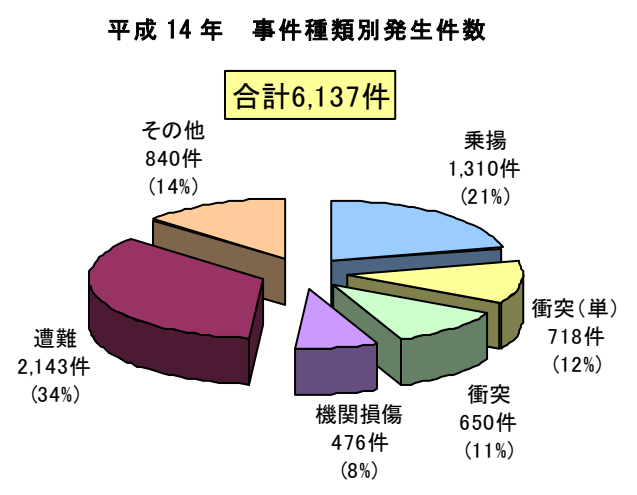
理事官は、関係官署からの報告及び新聞、テレビ等の報道等により、我が国周辺水域はもろろ世界中の水域で発生した海難を広く認知しています。

海上保安官、管海官庁、警察官及び市町村長並びに外国に駐在する領事官は、海難の事実が

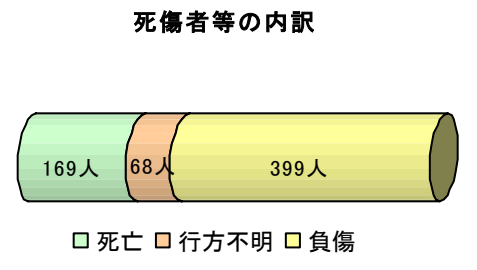
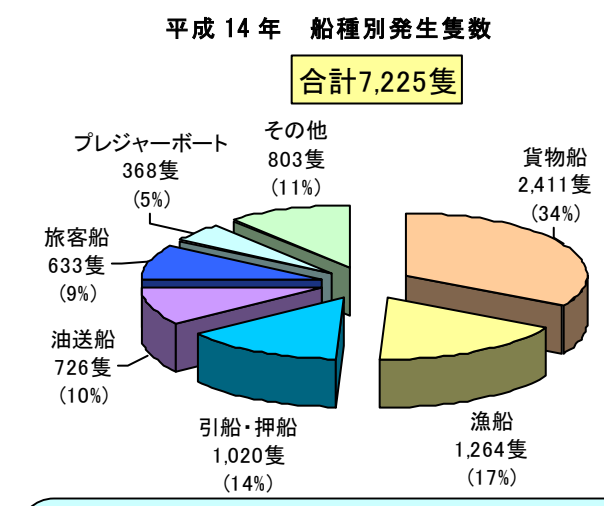
あったことを認知したときは、理事官に報告しなければならないことになっており、報告を受けた理事官は、直ちにその事実の調査を開始し、かつ、証拠を集取しています。



※ 海難とは・・・
 海難審判の対象となる海難は、海難審判法第2条で定められています。
 1 船舶に損傷を生じたとき、又は船舶の運用に関連して船舶以外の施設に損傷を生じたとき。
 2 船舶の構造、設備又は運用に関連して人に死傷を生じたとき。
 3 船舶の安全又は運航が阻害されたとき。
 以上のいずれかに該当する場合、海難が発生したと認知し、調査を開始します。



平成14年中に発生した海難で、理事官が認知した海難は、6,137件、7,225隻でした。
 前年に比べ件数で188件(3%)、隻数で315隻(4%)の減少でした。
 平成14年の特徴は、前年に比べ衝突事件が196件(23%)減少しましたが、逆に防波堤や岸壁等との衝突(単)事件は190件(36%)増加したことです。
 また、船種別では前年に比べ全般的に減少のなか、旅客船が65隻増加しました。



死傷者数が増加しました。
 平成14年中に発生した海難による死傷者等の発生は636人で、前年より16人増加しました。
 船種別の特徴で見ると、プレジャーボートの発生が全体の5%(368隻)であるのに対し、死傷等者の発生割合は全体の29%(182人)と高くなっています。

